



新環対第999号の2
令和5年12月28日

新潟県知事 花角 英世 様

新潟市長 中原 八一
(環境部環境対策課)



東新潟火力発電所1・2号機リプレース計画に係る計画段階環境配慮書に対する 意見について（通知）

令和5年11月14日付け環政第1110号で照会のあった標記配慮書について、環境保全の見地から下記のとおり意見を述べます。

記

今後、事業者は次の事項を十分に踏まえ、本事業の計画及び環境影響評価の手法に反映させるよう留意すべきである。

1 総括的事項

- (1) 当該事業は、既存発電設備を高効率な設備へ更新する計画であるが、事業の実施にあたっては、周辺の環境に十分配慮するとともに、事業の影響を受ける関係地域の住民へ丁寧な説明を行うこと。
- (2) 煙突高さや配置について複数案を設定しているが、方法書以降の手続きにおいてこれらを確定する際は、その根拠を明らかにすること。
- (3) 同時期に事業実施想定区域周辺でバイオマス発電施設の建設が予定されているため、方法書以降の手続きにおいては、複合的な影響についての予測・評価を行うよう努めること。

2 個別事項

- (1) 大気質について
事業実施想定区域周辺の気象データ及び特殊気象条件を踏まえたうえで、適切な予測・評価を行うこと。

(2) 水環境について

当該事業は冷却水量の減少等により環境負荷を低減する計画としているが、排水の排出先である新潟東港の海域はC O Dの環境基準が未達成であることから、取放水の流動に伴う海水の移動等を踏まえ、当該水域の水質及び動植物への影響について適切に予測・評価すること。

(3) 動物について

事業実施想定区域において、環境省が絶滅危惧 I A類に指定しているチゴモズが確認されていることから、方法書において調査の方法を示し、事業の実施に伴う影響について適切に予測及び評価を行うこと。

3 その他事項

環境影響評価方法書の作成にあたっては、文章や図の作成において工夫し、わかりやすい図書となるよう留意すること。